

# 小型特殊自動車はナンバーの取得が必要です

## 小型特殊自動車と軽自動車税(種別割)

小型特殊自動車は、路上を走行する・しないにかかわらず、所有していることで軽自動車税(種別割)が課税されます。そのため、乗用装置のある農耕作業用の小型特殊自動車(農耕トラクタ、田植機など)、小型特殊自動車に該当するフォークリフト、ショベルローダなどを所有している場合には、申告をしてナンバープレート の 交 付 を 受 け て く だ さ い。

## 申告書の提出

場 所 ●役場 1 階 税務課

必要なもの ●①販売証明書または譲渡証明書(ご用意できない場合はお問い合わせください)  
②印鑑またはマイナンバーカードなどの身分証明書

※申告書様式(軽自動車税申告書兼標識交付申請書)は税務課窓口または町ホームページから取得し、ご記入ください。

お問合せ ●税務課課税係 ☎ 76-5402

課税の対象となる小型特殊自動車の該当要件など

|            |    | 小型特殊自動車   |           |
|------------|----|-----------|-----------|
|            |    | 農耕作業用     | その他       |
| 車両の<br>大きさ | 長さ | 制限なし      | 4.7 m以下   |
|            | 幅  | 制限なし      | 1.7 m以下   |
|            | 高さ | 制限なし      | 2.8 m以下   |
| 最高速度       |    | 時速 35km未満 | 時速 15km以下 |
| 総排気量       |    | 制限なし      | 制限なし      |
| 税額(年額)     |    | 2,400 円   | 5,900 円   |



申告書様式は  
こちら

# 児童手当の申請はお済みですか？

令和 6 年 10 月から児童手当制度が改正されました。次の①から③のいずれかに該当する方は申請が必要です。まだ申請がお済みでない方は、必ず **3 月 31 日(月)まで**に申請してください。

①中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の子を養育している方

②所得制限により児童手当を受給できなかった方

③児童手当を受給している方で、大学生年代(19 歳から 22 歳)の子を含め、3 人以上養育している方

## 第 3 子以降の加算

**高校卒業相当(18 歳)の子**を養育している方で、**引き続き来年度もその子を  
含め 3 人以上養育する**方は、**4 月 15 日(火)まで**に申請すると、第 3 子以降の  
加算(月額 30,000 円)を受けることができます。

お問合せ ●子育て支援課 こども係 ☎ 76-5412



児童手当制度の拡充について

# 中学生の思いを町政に

多古中学校 2 年生が議員となり、町の施策への質問や提案を行う中学生議会が、多古町議会議場で開催されました。

中学生議員 12 人が登壇し、緊張しながらも自分の考えを堂々と述べていました。また、質問に立たない生徒たちも学校でオンラインにより議会を傍聴し、地方自治制度への理解を深めることができました。

この経験をきっかけに、生徒たちが町の取り組みに関心を持ち、多古町の未来を担う人材となってくれることを期待します。



# 20歳になったら国民年金



- ・公的年金制度は、老後や障害を負ったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。
- ・20 歳以上 60 歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方などは、国民年金に加入することが義務付けられています。
- ・20 歳になった方には、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」や納付書などにより、国民年金に加入したことをお知らせします。
- ・若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、老後や病気・けがで障害が残ったときや家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。
- ・原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることができません。しかし、所得が低く保険料を納めることが困難な方のために保険料免除制度があります。

## 学生納付特例制度

学生の方が申請により保険料の納付が猶予される制度です。大学(大学院)、短期大学、専門学校、高等学校、高等専門学校、高等専修学校に在籍する学生で、制度を受けようとする年度の所得が基準以下であるなどの理由がある方が対象です。

※申請には学生証のコピー(表裏)または在学証明書(原本)が必要です。

## 免除・納付猶予制度

失業や収入の減少などの理由で保険料の納付が困難な場合、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出して承認されると、保険料が免除または納付猶予されます。

※免除には、全額免除と一部免除があり、一部免除に該当した場合は残りを納付する必要があります。

## 追納制度

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、老齢基礎年金(65 歳から受けられる年金)の受領額が少なくなります。これらの期間の保険料は 10 年以内であればさかのぼって納めることができ、将来受け取る年金を増額することができます。

※詳しくは下記へお問い合わせください。

お問合せ ●ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004

●佐原年金事務所 ☎ 0478-54-1442

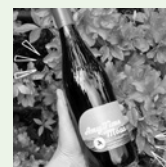
●住民課国保年金係 ☎ 76-5405

ご寄附いただき  
ありがとうございました

## 多古町ふるさと寄附金の活用状況をお知らせします

## 令和 4 年度 寄附総額 1 億 9,585 万円

町外の皆さまからたくさんのご寄附をいただきました。令和 4 年度にいただいた寄附金は返礼品などの諸経費を差し引いた上で、ふるさと応援基金へ積み立てし、令和 6 年度に行った下記の事業に活用しました。



多古町ふるさと寄附金を  
町外にお住まいの  
ご親戚・ご友人にも  
紹介をお願いします

- 町内循環バス・デマンドタクシー運行业業
- 防犯灯設置工事などの防犯事業
- まちづくり志民活動助成事業
- 高齢者福祉関係事業
- 学童保育事業
- 観光まちづくり事業
- 体育館空調整備などの学校教育関係事業
- 公園整備事業

※令和 6 年度は 12 月末現在で、  
約 1 億 8,000 万円ご寄附を  
いただいております。



詳しくは  
こちら

※氏名の公表をご承諾いただいた方につきましては、町ホームページに掲載しております。

お問合せ ●財政課財政係 ☎ 76-5416